

テーマ：農産品の輸出促進策 (参考資料)

令和2年11月14日

農林水産省

2019年の農林水産物・食品 輸出額 品目別

品目	金額 (百万円)	2012年対比 (%)
加工食品	327,096	150.7
アルコール飲料	66,083	219.9
日本酒	23,412	161.7
ソース混合調味料	33,657	72.5
清涼飲料水	30,391	151.7
菓子（米菓を除く）	20,156	114.3
醤油	7,681	109.3
米菓（あられ・せんべい）	4,306	48.4
味噌	3,824	84.9
畜産品	70,785	139.8
畜産物	53,406	478.9
牛肉	29,675	486.0
牛乳・乳製品	18,445	574.8
鶏卵	2,211	1414.7
鶏肉	1,941	95.2
豚肉	1,134	293.6
穀物等	46,180	135.4
米（援助米除く）	4,620	536.0
野菜・果実等	44,504	234.1
青果物	29,658	275.5
りんご	14,492	337.6
ぶどう	3,190	688.7
ながいも	2,268	29.3
いちご	2,107	1060.3
もも	1,897	399.8
かんしょ	1,695	903.1
なし	774	55.4
かんきつ	665	68.8

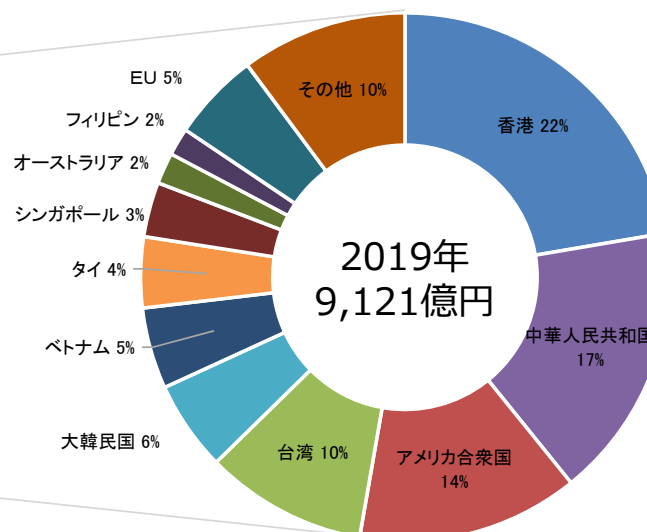
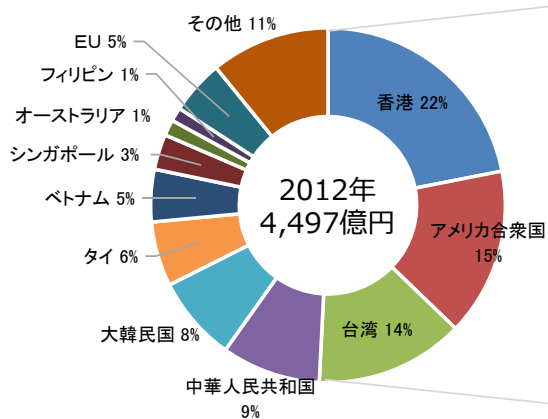
品目	金額 (百万円)	2012年対比 (%)
その他農産物	99,188	32.1
たばこ	16,375	▲ 34.2
緑茶	14,642	189.8
花き	10,354	23.3
植木等	9,288	13.7
切花	884	652.5
林産物	37,038	212.7
丸太	14,714	948.1
合板	6,212	1750.2
製材	5,966	146.2
水産物（調製品除く）	216,326	80.8
ホタテ貝（生鮮・冷蔵・冷凍等）	44,672	136.4
真珠（天然・養殖）	32,897	99.1
ぶり	22,920	196.6
さば	20,612	123.8
かつお・まぐろ類	15,261	11.6
いわし	8,009	447.8
さけ・ます	4,230	▲ 31.1
たい	3,536	112.1
すけとうたら	2,086	▲ 44.0
さんま	984	▲ 22.4
水産調製品	70,978	41.5
なまこ（調製）	20,775	7.9
練り製品	11,168	119.2
貝柱調製品	7,984	124.6
ホタテ貝（調製）	7,566	▲ 12.4

※財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

2019年の農林水産物・食品 輸出額 国・地域別

順位	輸出先	金額 (億円)	2012年 対比 (%)	内訳 (億円)		
				農産物	林産物	水産物
1	香港	2,037	106.7	1,175	5	857
2	中華人民共和国	1,537	278.4	885	165	487
3	アメリカ合衆国	1,238	79.8	864	31	343
4	台湾	904	48.2	699	20	185
5	大韓民国	501	43.3	324	32	145
6	ベトナム	454	110.8	276	7	171
7	タイ	395	49.2	184	5	206
8	シンガポール	306	111.2	252	2	51
9	オーストラリア	174	167.2	156	0	18
10	フィリピン	154	173.3	60	74	19

順位	輸出先	金額 (億円)	2012年 対比 (%)	内訳 (億円)		
				農産物	林産物	水産物
11	オランダ	144	188.9	111	1	32
12	カナダ	110	138.8	77	0	32
13	カンボジア	109	405.7	107	0	1
14	マレーシア	106	103.5	71	2	33
15	フランス	79	119.7	73	1	5
16	ドイツ	72	66.5	64	1	7
17	インドネシア	69	55.4	46	8	15
18	英国	68	85.2	61	1	6
19	ナイジェリア	59	1,981,010.3	0	0	59
20	マカオ	40	336.9	32	0	8
-	E U	494	122.5	425	7	63



※財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

日本の農林水産物・食品の輸出における課題（事業者の声）

- **53の事業者からヒアリングを実施**したところ、日本の農林水産物・食品輸出の**課題**が明らかになった。
(卸売業：7事業者、小売業：6事業者、食品製造業：25事業者、生産者：11事業者、その他：4事業者)

【課題1】輸出先国の規制・ニーズに応える産品を生産するには試行錯誤が必要。短期的には収入減も。

- 海外の農薬規制により**有効な薬剤が使用できないため商品ロスが多くなる**状況。(生産者)
- 国内向け産品をそのまま輸出するのではなく、**海外市場のニーズを把握し、現地で求められているものを生産し、輸出・販売**することが不可欠だが、そのための試行錯誤が必要。(総合商社)

【課題2】輸出先国のニーズがあっても、価格の設定、量の確保に問題。

- **国内向け産地の余剰品を輸出**しているのが実情。(地域農業)
- **現地消費者が買える価格を設定し、それに合わせて調達・輸送等を工夫すべき**だが今は真逆。(小売店)
- 日本産青果物のニーズはあるが、**量を確保できず、競合品より非常に高い価格**になり、購買層も取扱量も限定される。(百貨店、小売店)

【課題3】食品製造事業者が輸出先国の規制やニーズに対応できていない。

- **海外の消費者ニーズや規制を日本で把握・対応するのは困難**、体制も未整備。(食品加工メーカー)
- 輸出すれば売れる商品であっても、**添加物等の食品安全規制にひっかかりそうな商品は輸出の検討対象から除外**せざるを得ない。(食品卸)

【課題4】輸出先国での売り込む力の不足。オールジャパンでの販売体制になっていない。

- 継続的な輸出には、**現地での地道なマーケティング活動や商流構築が必要**。(食品加工メーカー)
- **自治体単位のプロモーションは、現地で認知されず、単発に終わる傾向**。海外消費者への定着のためには、**オールジャパンで継続的なプロモーションが必要**。(小売店)

農林水産物・食品輸出プロジェクト（GFP）の取組

- GFP（ジー・エフ・ピー）**は、Global Farmers / Fishermen / Foresters / Food Manufacturers Projectの略称。農林水産省が推進する**日本の農林水産物・食品の輸出プロジェクト**。
- 平成30年8月31日に農林水産物・食品の輸出を意欲的に取り組もうとする生産者・事業者等のサポートと連携を図る「**GFPコミュニティサイト**」を立ち上げ。
- 当該サイトに登録した者を対象に、農林水産省がジェトロ、輸出の専門家とともに産地に直接出向いて輸出の可能性を無料で診断する「**輸出診断**」を平成30年10月から開始。



GFP登録者へのサービス提供

- 農林漁業者・食品事業者へのサービス**
 - ・専門家による無料の輸出診断
 - ・GFPコミュニティサイトで事業者同士が直接マッチング
 - ・輸出商社の「商品リクエスト情報」の提供
 - ・輸出希望商品の輸出商社への紹介
 - ・輸出のための産地づくりの計画策定の支援
 - ・メンバー同士の交流イベントの参加
 - ・規制情報等の輸出に関連する情報の提供
- 輸出商社・バイヤー・物流企業へのサービス**
 - ・GFPコミュニティサイトで事業者同士が直接マッチング
 - ・生産者・製造業者が作成する「商品シート」の提供
 - ・「商品リクエスト」の全国の生産者・製造業者への発信
 - ・メンバー同士の交流イベントの参加
 - ・規制情報等の輸出に関連する情報の提供

GFPの登録状況（10月末時点）

GFP登録者数

区分	登録者数
農林水産物食品事業者	2,215
流通事業者、物流事業者	1,619
合計	3,834

輸出診断申込状況

区分	
輸出診断申込数	1,409
	うち訪問診断希望者 856
訪問診断完了数	381

令和2年度 GFPグローバル産地づくり推進事業 採択産地

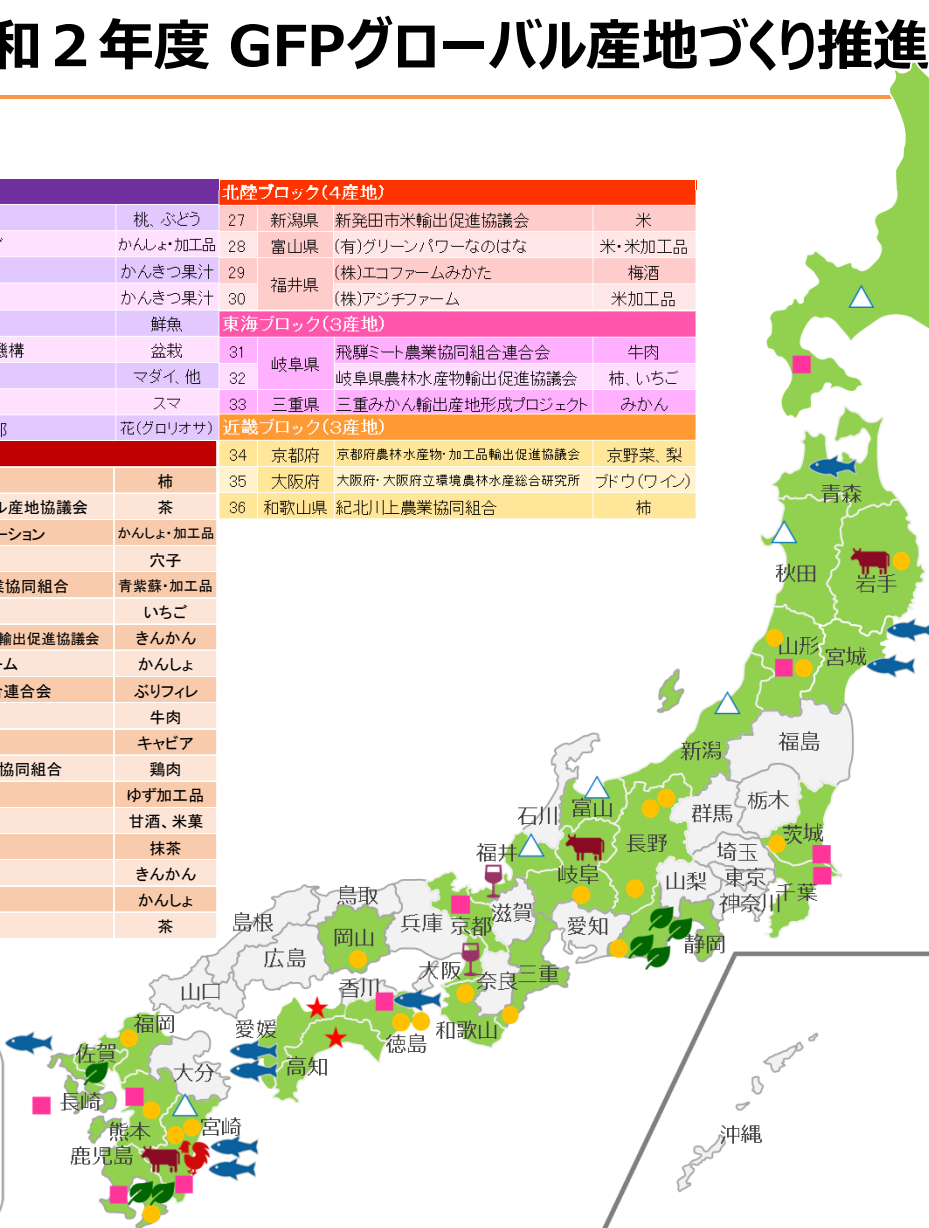
(令和2年8月末現在)



中国四国ブロック(9産地)			北陸ブロック(4産地)				
37	岡山県	全農岡山県本部	桃、ぶどう	27	新潟県	新発田市米輸出促進協議会	米
38	徳島県	(株)農家ソムリエーズ	かんしょ・加工品	28	富山県	(有)グリーンパワーなのはな	米・米加工品
39		(株)阪東食品	かんきつ果汁	29	福井県	(株)エコファームみかた	梅酒
40		西地食品(有)	かんきつ果汁	30		(株)アジチファーム	米加工品
41		徳島魚市場(株)	鮮魚	東海ブロック(3産地)			
42		えひめ愛フード推進機構	盆栽	31	岐阜県	飛騨マート農業協同組合連合会	牛肉
43	愛媛県	愛南漁業協同組合	マダイ、他	32	岐阜県	岐阜県農林水産物輸出促進協議会	柿、いちご
44	愛媛県	愛媛県	スマ	33	三重県	三重みかん輸出産地形成プロジェクト	みかん
45	高知県	JA高知市三里園芸部	花(グロリオサ)	近畿ブロック(3産地)			
九州ブロック(18産地)			34	京都府	京都府農林水産物・加工品輸出促進協議会	京野菜、梨	
46	福岡県	九州農産物通商(株)	柿	35	大阪府	大阪府・大阪府立環境農林水産総合研究所	ブドウ(ワイン)
47	佐賀県	うれしの茶グローバル産地協議会	茶	36	和歌山県	紀北川上農業協同組合	柿
48	長崎県	(株)アグリ・コーポレーション	かんしょ・加工品				
49		対馬水産(株)	穴子				
50	熊本県	くまもと農業成長産業協同組合	青紫蘇・加工品				
51		(株)イチゴラス	いちご				
52		みやざき『食と農』海外輸出促進協議会	きんかん				
53		(株)くしまアオイファーム	かんしょ				
54		宮崎県漁業協同組合連合会	ぶりフィレ				
55	宮崎県	(株)ミヤチク	牛肉				
56		ジャパンキャビア(株)	キャビア				
57		みやざき地頭鶏事業協同組合	鶏肉				
58		(株)かぐらの里	ゆず加工品				
59		(株)高千穂ムラたび	甘酒、米菓				
60	鹿児島県	鹿児島県経済連	抹茶				
61		鹿児島県経済連	きんかん				
62		鹿児島県経済連	かんしょ				
63		鹿児島県堀口製茶(有)	茶				

品目

- 野菜 (緑色)
- 果物 (黄色)
- 牛肉 (赤色)
- 魚介類 (青魚)
- お酒 (ワイン)
- 茶 (茶葉)
- 米・米加工品 (米)
- 鶏肉 (鶏)
- 花き (赤星)



北海道ブロック(6産地)		
1	帯広市川西農業協同組合	ながいも
2	北海道産米輸出促進協議会	米
3	十勝清水町農業協同組合	にんにく
4	オホーツク網走農業協同組合	ながいも
5	北海道チクレン農業協同組合連合会	牛肉
6	新ブランド農産物生産組合 あっさぶ 農匠	南瓜
東北ブロック(9産地)		
7	青森県 青森県漁業協同組合連合会	ホタテ加工品
8	いわて農林水産物国際流通促進協議会	りんご
9	いわて農林水産物国際流通促進協議会	牛肉
10	宮城県 南気仙沼水産加工事業協同組合	サメ肉
11	(株)ヤマナカ	牡蠣
12	秋田県 大潟村農産物・加工品輸出促進協議会	米・米加工品
13	庄内たがわ農業協同組合	柿
14	山形県 河北町	イタリア野菜
15	朝日町果樹組合連絡会議	りんご
関東ブロック(11産地)		
16	茨城県 下妻市果樹産地協議会	梨
17	なめがたしおさい農業協同組合	かんしょ
18	千葉県 (株)和郷	かんしょ
19	みなみ信州農業協同組合	市田柿
20	長野県 あつふるぼういず	りんご
21	ながの農業協同組合	ぶどう・りんご
22	静岡県温室農業協同組合 クラウンメロン支所	メロン
23	静岡オーガニック抹茶(株)	茶
24	青羽根製茶生産組合茶工房たくみ	茶
25	大塚製茶(株)	茶
26	MATCHA KAORI JAPAN(株)	茶

ジェトロによる農林水産物・食品の輸出促進の取組

- ジェトロ（独立行政法人日本貿易振興機構）において、
 - （1）国内外での商談会の開催及び主要な海外見本市への出展支援による**ビジネスマッチング支援**、
 - （2）輸出商談に関するセミナーの開催、各種専門家の設置、輸出事業者からの輸出に関する相談対応等の**輸出事業者サポート**
等、農林水産物・食品の輸出促進に取り組む事業者への総合的な支援を実施。

（1）ビジネスマッチング支援

○国内商談会の開催

- ・世界各国の優良バイヤーの招へい及び輸出商社等との商談会を開催。

○海外商談会の開催

- ・海外バイヤーとの商談会を海外現地で開催。

○海外見本市への出展支援

- ・海外で開催される食品等有力見本市にジャパンパビリオンを設置し、事業者の海外見本市への出展を支援。



海外見本市での商談



海外見本市への出展支援

（2）輸出事業者サポート

○セミナーの開催

- ・商談スキル向上のためのセミナー、最新の海外マーケットや品目別のセミナーを開催。

○専門家の設置

- ・輸出戦略の策定から契約締結まで一貫してサポートする専門家を国内に設置。
- ・ハラール等の課題や国・地域ごとに異なる規制に精通した専門家を国内に設置。
- ・海外バイヤーの発掘や相談対応等を行う専門家を海外に設置。

○情報提供・個別相談対応

- ・各国の輸出手続や規制等を調査し、ポータルサイトで情報提供するとともに、輸出相談窓口において、個別相談に対応。



農林水産物・食品の輸出支援ポータルサイト



セミナー

日本食品海外プロモーションセンター（JFOODO）について

- ・ 農林水産業・地域の活力創造プラン（平成28年11月改訂）を踏まえ、平成29年4月に**日本食品海外プロモーションセンター（JFOODO ジェイフドー）**をJETRO内に創設。
- ・ 平成30年1月から、**5品目7テーマ**について、新聞・雑誌、屋外、デジタルでの広告の展開、PRイベントの開催等**現地でのプロモーションを実施**。

- ① 海外市場のニーズ把握や、現地の卸・小売・外食事業者等の商流を作り出すキープレーヤー等の情報の徹底調査。
- ② どの国・地域に、何を、どこで（小売・外食・中食）売り込むか戦略設定。
- ③ 日本の食文化と一体となった、ブランディング、オールジャパンでの海外市場向けプロモーション、輸出者サポートを実施。

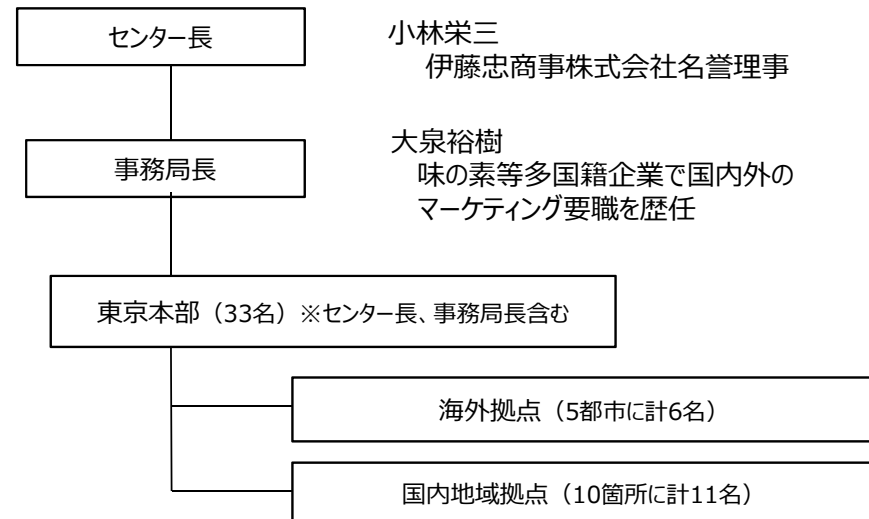
「日本産が欲しい」という現地の需要・市場を作り出し、産地の特色・魅力にあふれた産品を相応の価格で輸出することで生産者の所得向上につなげる。

【ロゴマーク】



JFOODO

【体制】※令和2年7月1日時点



輸出先国による規制への対応

- ・ 輸出促進法に基づき、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する実行計画を作成。
- ・ 工程表（本年4月から実行計画に改称）として作成した昨年5月以降、66項目が対応済みとなり、輸出先国の規制への対応が進展している。

省庁間の縦割りを排除し、実行計画（工程表）等に基づき推進（2019年5月～2020年10月）

国内対応の主な実績（施設認定・区域指定）

- 米国向け牛肉取扱認定施設を10施設から **5施設増加**
- E U 向け牛肉取扱認定施設を4施設から **7施設増加**
- 米国向け水産物取扱認定施設を418施設から **68施設増加**
- E U 向け水産物取扱認定施設を63施設から **20施設増加**
- E U 向け二枚貝の海域指定を 7海域から **2海域追加**

相手国・地域との協議への対応の主な実績

- 放射性物質規制を **5か国で撤廃**
（コンゴ民主共和国、ブルネイ、フィリピン、モロッコ、エジプト）
- マカオ向け牛肉の30ヶ月齢制限の撤廃
- タイ向けかんきつの検疫条件の緩和
- ベトナム向けりんごの検疫条件の緩和
- 米国向けなしの検疫条件の緩和
- E U 向け家きん肉の輸出解禁
- E U 向けクロマツ盆栽の輸出解禁
- 豪州向けいちごの輸出解禁

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する実行計画（抜粋）

I 国内対応

No	対象国・地	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				8月	9月	10月	11月	12月	1月以降		
1	シンガポール	豚肉処理施設のHACCP認定が必要	【認定申請中】 ・（株）北海道畜産公社早来工場 2019年5月の認定権限の移行に伴い、厚労省は、新たな輸出要綱への適合を確認する必要がある。	厚労省は、事業者から提出された追加資料を審査の上、問題がなければ2か月以内にシンガポールへ施設認定を通知* *事業者側の適切な対応が前提（以下同）						0.2億円程度	厚生労働大臣 農林水産大臣
2	シンガポール	豚肉処理施設のHACCP認定が必要	【認定申請準備中】 ・（株）いわちく（岩手県）	農水省、厚労省（本省、地方局）、岩手県（本庁、食肉衛生検査所）及び事業者は、必要に応じ5者協議（※）等を開催し、2021年1月をめどに申請できるよう、技術支援を行う 厚労省は、審査及び現地調査を行い、問題がなければ、申請後3か月以内にシンガポールへ施設認定を通知* ※5者協議：輸出施設の整備検討の段階から農水省主催で厚労省（本省、地方局）、都道府県等（本庁、食肉衛生検査所／保健所）、事業者が施設整備、衛生管理、人材育成等について早期の認定取得が可能となるよう協議（以下同）						0.2億円程度	厚生労働大臣 農林水産大臣

II 相手国・地域との協議への対応

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				8月	9月	10月	11月	12月	1月以降		
102	中国	原発事故に伴い、 ・10都県の全ての食品（新潟県産米を除く）の輸入停止 ・その他道府県の証明書添付	農水省を中心に厚労省、外務省等が連携し中国にモニタリング調査結果等を示し、復興庁による原発事故からの復興状況の発信と併せ、輸入規制の撤廃を働きかけ。	【対応方針】 ・農水省は、厚労省、財務省や外務省等と連携しつつ、科学的根拠に基づき、働きかけを強化 ・外務省は、バイ・マルチといったあらゆる外交機会におけるハイレベルでの働きかけ及び在外公館等も活用した働きかけを実施 ・復興庁は、在京大使館訪問等により、働きかけを実施 ・経産省は、外交団向け説明会での説明や国際会議等において、働きかけを実施						486億円 （※）の内数 （※20か国・地域向けの2010年～2011年の農林水産物・食品の輸出減少額）	農林水産大臣 厚生労働大臣 財務大臣 外務大臣 復興大臣 経済産業大臣
103	中国	牛肉の解禁協議	・2019年11月、G20外務大臣会合の機会に両国政府間で日中動物衛生検査協定に署名。 ・2019年12月、中国側によるBSE、口蹄疫に関する解禁令の公告。	【対応方針】 厚労省及び農水省は、中国向けの輸出解禁に向けて協議を実施 日本産牛肉の輸出再開に当たり今後必要なステップ： ①中国側による、我が国の食品安全システムの評価 ②牛肉に係る輸出条件の設定						41.3億円 （2018年の香港向け牛肉輸出実績） （中国の名目GDPは香港の約35倍）	農林水産大臣 厚生労働大臣

原発事故による諸外国・地域の食品等の輸入規制の緩和・撤廃

- ・ 原発事故に伴い諸外国・地域において講じられた輸入規制は、政府一体となった働きかけの結果、緩和・撤廃される動き（規制を設けた54の国・地域のうち、36の国・地域で撤廃、18の国・地域で継続）。

規制措置の内容（国・地域数）		国・地域名
事故後の輸入規制を撤廃 (36)		カナダ、ミャンマー、セルビア、チリ、メキシコ、ペルー、ギニア、ニュージーランド、コロンビア、マレーシア、エクアドル、ベトナム、イラク、豪州、タイ、ボリビア、インド、クウェート、ネパール、イラン、モーリシャス、カタール、ウクライナ、パキスタン、サウジアラビア、アルゼンチン、トルコ、ニューカレドニア、ブラジル、オマーン、バーレーン、コンゴ民主共和国、ブルネイ、フィリピン、モロッコ、エジプト
事故後の 輸入規制 を継続 (18)	一部都県等を対象に 輸入停止（6）	香港、中国、台湾、韓国、マカオ、米国
	一部又は全ての都道府県を 対象に検査証明書等を 要求（11）	EU及び英国、EFTA（アイスランド、ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン）、仏領ポリネシア、ロシア、シンガポール、インドネシア、レバノン、アラブ首長国連邦
	自国での検査強化（1）	イスラエル

注1) 2020年11月2日現在。規制措置の内容に応じて分類。規制措置の対象となる都道府県や品目は国・地域によって異なる。

注2) EU27か国と英国は事故後、一体として輸入規制を設けたことから、一地域としてカウントしている。

注3) タイ政府は、検疫上輸出不可能な一部の野生動物肉を除き撤廃。

輸出証明書発行等の手続の一本化と一元的な相談窓口の設置

- これまで農林水産省、厚生労働省、国税庁、都道府県等がそれぞれ通知に基づいて行っていた、輸出に必要な①輸出証明書発行、②生産区域指定、③加工施設認定を法定化。
- 国・品目別に定められていた約180の輸出証明書発行、施設認定等の手続を輸出促進法に基づく手続規程として分かりやすく一本化し、ホームページに公表することにより利便性向上。
- また、本年4月から農林水産省に、輸出事業者からの相談を受け付ける窓口を設置するとともに、関係省庁等と相談情報を共有できるデータベースを整備し、相談内容や回答を共有し相談対応を向上。

これまで

厚生労働省、農林水産省、国税庁がそれぞれ通知に基づいて実施。

厚生労働省所管
110本

農林水産省所管
43本

国税庁所管
1本

農林水産省・厚生労働省共管
22本

合計 176本

輸出先国	対象産品	輸出先国	対象産品	輸出先国	対象産品
EU等	牛肉、家きん肉、食肉製品、乳製品、家きん卵及び卵製品、ケーシング、ゼラチン・コラーゲン、水産物、ペットフード	シンガポール	牛肉、豚肉、家きん肉、食肉製品、家きん卵製品、水産物（ふぐ）	ミャンマー	牛肉
		タイ	牛肉、豚肉、青果物	メキシコ	牛肉、水産物
米国	牛肉、水産物	ナイジェリア	水産物	ロシア	牛肉、水産物
アラブ首長国連邦	牛肉	ニュージーランド	牛肉、水産物（二枚貝）	韓国	家きん卵、畜産加工品、水産物
アルゼンチン	牛肉	バーレーン	牛肉	香港	牛肉、豚肉、家きん肉乳及び乳製品、家きん卵及び卵製品、アイスクリーム類等水産物、モクスガニ
インド	水産物、養殖水産動物用飼料	フィリピン	牛肉	台湾	牛肉、家きん卵及び卵製品、乳及び乳製品、食肉製品、水産物（貝類）
インドネシア	牛肉、水産物	ブラジル	牛肉、水産物、飲料・酢	中国	乳及び乳製品、水産物、錦鯉
ウクライナ	水産物	ベトナム	牛肉、豚肉、家きん肉、水産物	各国共通	錦鯉（中国を除く）まぐろ類、めろ、原発事故関連証明書、自由販売証明書、酒類、水産動物等
ウルグアイ	牛肉	マカオ	牛肉、豚肉、家きん肉		
オーストラリア	牛肉、水産物、養殖等用飼料	マレーシア	牛肉、水産物		
カタール	牛肉				
カナダ	牛肉、水生動物				

整理・統合

法施行後

輸出促進法に基づく手続規程に一本化。

主要国向け輸出施設数（輸出促進法に基づく適合施設の認定件数）

品目	輸出先国	輸出施設数	認定主体
牛肉	アメリカ	15	厚労省
	EU等※1	11	厚労省
	タイ	72	都道府県等
	マカオ	69	都道府県等
水産	アメリカ	486	登録認定機関 厚労省、都道府県等
	EU等※1	83※2	農水省 厚労省、都道府県等
	中国	1,554	厚労省、都道府県等
	ベトナム	706	都道府県等

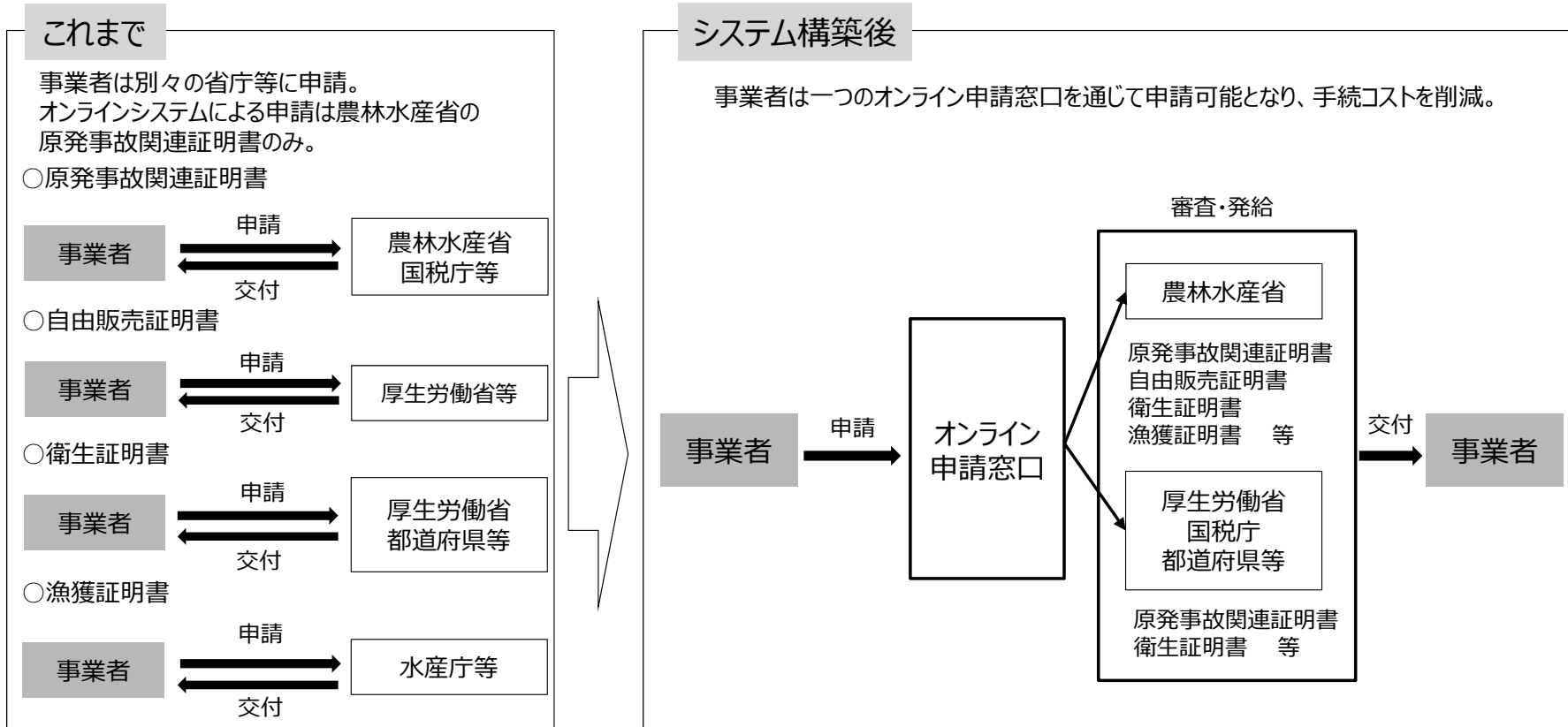
注：令和2年10月30日現在

※1：英国、スイス、ノルウェー、リヒテンシュタイン（牛肉のみ）を含む

※2：最終加工施設のみ

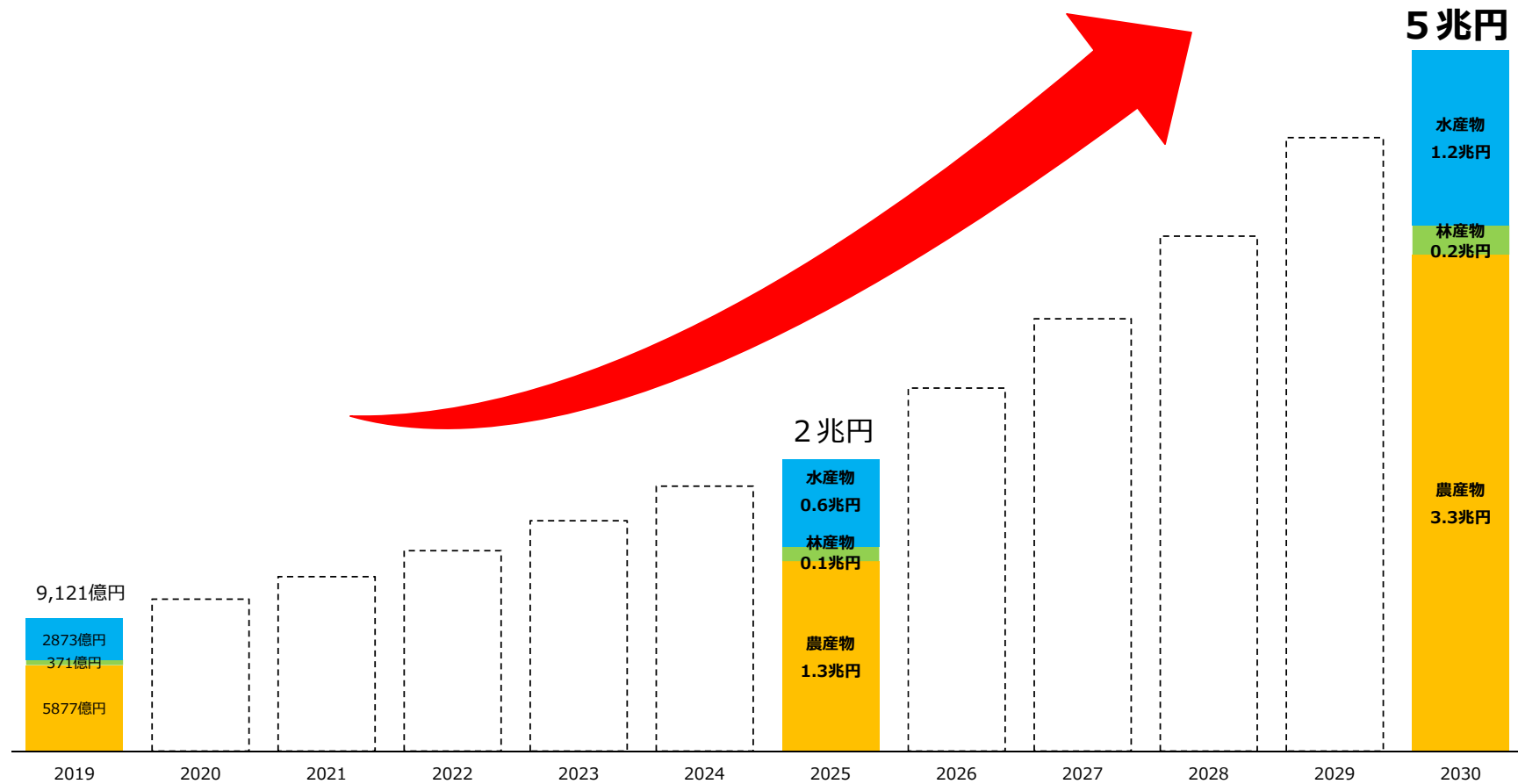
一元的な輸出証明書発給システムの整備

- ・ 農林水産省において、輸出促進法に基づく輸出証明書の申請・発給をワンストップで行えるオンラインシステムを整備。
- ・ これにより、輸出を行う事業者は、オンラインシステム上で複数の証明書の申請を行うことができ、利便性が向上。
- ・ 第一段階として本年4月から、原発事故関連証明書に加え、自由販売証明書をシステムの対象に追加。
- ・ 今後、国税庁、厚生労働省、都道府県等が発給する証明書にも対象を拡大し、令和3年度までに全ての輸出証明書をシステムの対象に追加。



新たな農林水産物・食品の輸出額目標

農林水産物・食品の輸出額を、2025年までに2兆円、2030年までに5兆円とすることを目指す。



※農林水産物由来の新たな加工品及び少額貨物（1ロット20万円以下）を新たに輸出額のカウントに追加（上図の内訳には含まれない）

新たな輸出目標の達成に向けた今後の対応

第8回農林水産物・食品の輸出拡大のための輸入国規制への対応等に関する閣僚会議
総理御発言
(抜粋)

- そのためには、昨年来取り組んでおります輸出のハードルの解消に向けて、取組を更に加速し、それに加え、
輸出にチャレンジする農林水産業者を強力に後押しし、その取組を全国展開し、関係省庁一体となった体制を作って、各国の輸入規制緩和に取り組み、輸出に対応できる施設の計画的な整備を進め、これらについて品目別に具体的な目標を持って取り組む必要があると思います。
- このため、野上農林水産大臣を中心に、関係閣僚が一体となって検討を行い、新型コロナウイルスがある中で、輸出目標を達成し農産品の輸出立国を実現するため、当面必要となる具体的な戦略を年末までに是非策定してほしい、このように思います。